

受け入れ施設の整備必要／医療的ケア児保育モデル事業 2024年10月25日 決算特別委員会 太田秀子市議



これまで努力義務とされてきた自治体の医療的ケア児支援が、2024年9月からの法施行で責務となっています。具体的には、家族の付き添いなしで希望する施設や保育園、学校、放課後児童クラブ等に通えるよう、看護師などを配置することが求められます。

札幌市は2019年から医療的ケア児保育モデル事業を実施し、受入状況は、各区の保育子育て支援センター(ちあふる)

毎に1～2名、それぞれの施設毎に看護師2名をパートタイムの会計年度任用職員として雇用し、医療的ケアを必要とする児童1人につき、月額約44万円を上限とした補助制度を設けました。

太田市議は、25年度の入所希望が4人いるとの答弁を受けて、保護者は医療的ケア児の受け入れ環境の整備、保育園が増えることを願っていることを紹介し、「(モデル事業における)課題やニーズ、今後どう対応していくのか」と質問。また、医療的ケア児の受け入れの前提として、「日常的に『医療的ケア』を必要とし、かつ集団保育が可能」であることを条件としていることを取り上げて、「サポートする環境、体制が施設の側で整っていることが問われる」と受け入れ側の

問題であると指摘。「集団保育が可能な状態」という記述は、医療的ケア児を社会全体で支援するという法の基本的な理念からかけ離れることになるため、見直しとともに施設の拡大に取り組んでほしいと要請しました。

【医療的ケア児】医療的ケア児支援法で、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に受け継ぐことが不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む)とされた、医療的ケア児は、札幌市内に300人～350人にのぼると推計されています。令和4年6月30日には、相談を受け付ける窓口「北海道医療的ケア児等支援センター」が開設されました。

宿泊税、関係者合意なし、使途も不明確 拙速な条例化に反対 2024年12月9日財政市民、10月28日決特 吉岡弘子市議



12月9日の財政市民委員会で市長公約で進められる宿泊税条例(案)について、吉岡市議は、関係者の合意はなく、使途も不明確で拙速な条例化はすべきではないと反対しました。

今年2月、札幌市内のホテルや旅館の事業者団体が、「当事者の納得する形で議論を進めるために、宿泊業界との対話の場を」という要望書を市に提出しています。吉岡市議は10月の財政市民委員会で、要望書の取り扱いや事業者団体の合意についてたずね、市の柏原理税制

部長は、「要望内容は、北海道と札幌市で、観光施策の役割分担について調整し、配分や具体的な項目について明確化することといった内容」で協議を継続し、7、8月のパブコメにむけて税を徴収する宿泊事業者に広く宿泊税の考え方を周知したと答えました。

こうした質疑にたつて、同財政市民委員会では、その後の経緯と業界団体の合意が得られたのかを確認。市は「導入については一定の理解をいただいたと認識している」と残された課題があると認めました。

夏に実施されたパブコメでは、観光振興に使うのなら宿泊に限った徴収はおかしいという制度の根本にかかわる疑問や意見が数多く寄せられ、寄せられた宿泊事業者の意見をみても合意や納得が得られていない状況です。

吉岡市議は、パブコメのなかでも、税の使い道が具体的に示されないのは無責任という意見があることにふれ、「使途が明確化されないまま、条例制定だけするのはあまりにも拙速」と市の認識を問いました。

柏原部長は、2026年4月の課税開始を目指す中で、使途は26年度予算編成の中で構築すると答弁。宿泊税ありきの姿勢に吉岡市議は、北海道が約60億円(当時)の宿泊税導入を打ち出した際に、市は行政や有識者を交えた懇談会で、徴収額として妥当なのか、道は根拠を示す必要があり、説明が不足している旨の発言をしていることを紹介。市の約27億円に及ぶ宿泊税の使途を含め、制度上の疑問や矛盾は解決されず、関係者の合意もないことから条例化を立ち止まる様に求めました。